

給水管工事等における洗浄排水量算定基準

(制定 昭和 52 年 3 月 11 日部長決)

(最近改正 令和元年 5 月 29 日)

1 目的

この基準は、給水管工事等における管内の洗浄排水量の算定基準を定める。

2 各種工事による洗浄排水量

(1) 給水管工事

ア 配水管の断水を伴わない本管工事の場合、1 件について 1 m^3 とする。

イ 配水管の断水を伴う場合、1 件について 100 m^3 とする。

(2) メータ取替

1 件について 0.5 m^3 とする。

(3) メータ外漏水修繕

1 件について 0.5 m^3 とする。

3 にごり水排水における排水量

(1) 消火栓による排水量

ア 3 時間未満の場合は、 30 m^3 とする。

イ 3 時間以上の場合は、時間当たり排水量 10 m^3 に排水時間を乗じて求める。排水時間は、現場の野帳簿等による。

(2) 排水管（ドレン設備）による排水量

排水管による排水量は、排水管から排出される時間当たり排水量に排水時間を乗じて求める。

ア 排水管から排出される時間当たり水量は「排水量の概算表」（別表 1）による。

イ 排水時間は、現場の野帳簿等による。

附則

この規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、令和元年 6 月 5 日から実施する。

(別表 1)

排水量の概算表

単位 : m^3/h

| 口径 | 排水量 |
|------|------|
| 13mm | 1.5 |
| 20 | 3.0 |
| 25 | 5.5 |
| 30 | 8.5 |
| 40 | 17.0 |
| 50 | 26.0 |

(注) 配水管水圧 1.5 kg/cm^3 、排水管（ドレン設備）の延長 10m 以内